

新年のご挨拶

理事長 森岡 和博



新年あけましておめでとうございます。

皆様方には日頃よりAIBAの活動にご理解とご協力を頂き心より御礼申し上げます。

AIBAをより魅力あるものにすべく、役員一同頑張ってお参りしております。

コロナ禍収束

新型コロナウイルスの出現から4年近く経過し、新型コロナは昨年5月から感染症法上、毎年流行するインフルエンザと同じ扱いになり、対策は個人に委ねられることになりました。その後まだ完全に収束したとは言えませんが、訪日観光客も確実にコロナ禍前の水準まで回復してきています。また、ビジネスの世界でも海外出張が通常に行われるようになり、経済活動も元の状態に戻りつつあります。我々のAIBAの支援事業活動もコロナ禍前の状態に戻り、活動が活発になってきています。

会員の交流についてはコロナ禍オンラインでの勉強会等は頻繁に開催してまいりましたが、やはりリアルな交流が重要であると改めて認識させられた年でもありました。今期はリアル交流会促進の担当理事も任命し、昨年12月の忘年会には首都圏のメンバーを中心に40名近く参加し、久しぶりに会員同士の親交を深めることができました。コロナ禍以降入会されて殆どリアル交流の機会に接することができなかった会員も沢山参加され、リアル交流会の良さを実感されたものと思います。

ます。

AIBAサイクルアクションプラン

すでに会員のみなさんへは理事会議事録等でご案内の通り、昨年7月に新執行体制が開始され、「**Amazing AIBA**」素晴らしいAIBAを目指して!!を合言葉にAIBAサイクルアクションプランを策定し、会員の皆様および関係諸団体の皆様のご協力、ご支援を頂きながら活動を進めてまいりました。その結果以下のようにほぼ順調に進んでいます。

1) 事業本部

売上高はほぼ計画通りに推移し、今年目標額達成に向かって会員の皆様と一緒に役員一丸となって活動しています。2018年度より開始した「貿易相談、トレード・コンシェルジュ」は、その後着実に成果を収めており、現在は毎週のように相談案件がAIBAのHPを介して寄せられています。無料相談で終わるものもあれば、更に詳しい支援要請を受け有料コンサルに繋がるものも増えてきています。新規顧客開拓も上期の種まきが段々と実りつつあり、複数社・団体からの引合・注文につながっています。

2) 試験運営本部

今年も全国7拠点で一次筆記試験を実施し、前年より若干多めの65名の受験応募者がいました。試験も予定通り昨年11月25日に完了し、二次面接試験も今年の1月27日に東京と大阪の2か所で予定しています。引き続き関係部門のご協力をお願いいたします。

3) 事務局

昨年10月からインボイス制度が導入され、AIBAとしても対応して参りました。会員の皆様への説明会を昨年9月初めにオンラインで2回実施しました。10月以降支払いの都度「支払明細書」を発行するようにしまし

Contents (目次)

P1...	新年のご挨拶	森岡 和博
P2...	貿易アドバイザー認定試験：一次試験結果 初めての異文化体験 ～グローバル人材への若干の考察(その16)	山本 洋一
P3...	カバは河馬と書く	田中 徹郎
P4...	並行輸入について STC Expert目指して	芳賀 淳 下井 輝彦
P5...	近大との交流について一筆掲載上します 鉄道模型という趣味についての若干の考察(前編)	加藤 政直 片本 善清
		中島 弘貴

P6...	AIBA首都圏忘年会を開催	古田 浩
P7...	新連載講座 安全保障貿易Q&A 第15回 大量破壊兵器キャッチオール規制	釜堀 孝雄
P8...	2023年のAIBA勉強会実績の紹介 支部活動	栢野 健
P9...	アドバイザーの活動	
P10...	AIBA-NET 論壇 AIBA-NET Q&A	回答者: 村井 京太
P11...	編集後記	

たので、支払内容がより分かり易くなったものと思います。

また、今月からは電子帳簿保存法改正の適用が開始されます。AIBAもコンプライアンス重視の方針のもと適正に取り組んで参りますので、関連部門のご協力をお願いいたします。

昨今の円安下、輸出拡大の期待は高まりつつあります。AIBA会員の活躍の機会も益々増えつつありますので、今年もご支援・ご協力よろしくをお願いいたします。

貿易アドバイザー認定試験：一次試験結果

試験運営委員会 委員長 山本 洋一

今年度の第1次試験は、前年同様に貿易・産業協力振興財団（ITIC）の協賛と日本貿易振興機構（ジェトロ）、国際機関日本アセアンセンター、日本商工会議所、国際商業会議所（ICC）日本委員会、日本貿易会、日本関税協会、日本商事仲裁協会、対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）の8団体の後援を得て、11月25日（土）に全国7会場（東京、名古屋、大阪、広島、福岡、仙台、札幌）で実施されました。

受験申込者65名のうち60名が第1次試験を受験され、20名が合格しました。第2次試験はこの20名と第1次試験免除者1名の21名を対象として1月27日（土）に東京と大阪の2会場で実施し、2月初旬までに最終結果が出る予定です。

例年通り、試験に先立ち9月と10月に、受験対策セミナーとして実力養成セミナーと直前対策セミナーを東京と大阪で開催し、今年度も東京会場で開催された両セミナーの録画をZoomで配信する形式でオンラインセミナーも実施しました。セミナー申込口数は、前年比+10口の延べ154口となり、その約半数の75口はオンラインセミナーの参加者という結果でした。セミナーの内容は、AIBA会員によって作成された、貿易実務（一般、運輸・通関、外為・決済）、国際マーケティング、貿易英語の三科目で構成された2023年度版受験対策講座テキストをベースとして、実力養成セミナーでは各科目の要点を中心に、直前対策セミナーではテキストに掲載されている本試験同様の4択形式の練習問題を中心に解説が行われました。アンケートの結果、今年度は例年以上に、“講義時間が短い”或いは“試験までの時間が短く、もっと早くセミナーを開催してほしい”、といった受講者の声が多く目立ちました。この結果を受け、来年度は秋の受験対策講座は試験に合格する為の傾向と対策、その名の通りの受験対策に徹した要点を絞った塾のセミナーと明確に位置づけ、新たに春季に旧年度テキストを活用してテキストの内容を勉強するための基本的解説を行うセミナーを企画します。

一方、第1次試験終了後の12月初旬より2023年度版

テキストの販売を開始しました。昨年度（2022年度）版のテキスト販売実績は前年比△13件の73件でしたが、前年度版テキストの販売状況が受験対策セミナー受講者や受験申込者の増減に関連していると分析しています。テキスト販売が来年度のセミナー受講者の掘り起こし、受験者の増加につながることを期待されます。勿論AIBAの宣伝にもなると思います。Quoカードを贈呈するテキスト購入者紹介キャンペーンも行っていますので、この場をお借りして、皆様にもお知り合いの方々に紹介していただきたくよろしく申し上げます。

試験運営委員会では、引き続き各種セミナー受講者の方々により満足いただけるよう、そして更に受験者、合格者が増え、AIBAの拡大につながるよう活動していきます。



第1次試験東京会場風景（損保会館にて）2023年11月25日（土）

初めての異文化体験 ～グローバル人材への若干の考察（その16）

田中 徹郎（神奈川 #639）

マドリードのアントーチャ（ANTOCHA）駅（1851年創設）に到着。メトロに乗り換え宿泊予定のペンションのあるグランビア（Gran Vía）方面に向かいました。グランビアはマドリードの中心を走る長さ1.3kmの大通りで劇場、レストラン、高級商店などが軒を連ねています。メトロは車輻幅が狭く、内部は木造で古びた感じがした記憶があります。好奇心にかられて車内をキョロキョロ見回していたところ若い女性と目が合ったのですが、とてもチャーミングな笑顔を返してくれたことに強い印象を受けました。日本では他人と視線が合えば互いに無視するのが普通ですし、スウェーデン始め他のヨーロッパの国でも経験しなかったことであり、ラテンの違い（良い意味で）を感じた瞬間です。

宿泊予定のペンションは、本シリーズ（その14）でふれましたが、ストックホルムの街角のキオスクで偶然見つけた貧乏旅行者向けガイドブック（Europe, One Dollar a Day）から立地・料金的に選んだところ。カジャオ（CALLAO）駅で降り、グランビアをほんの

少し南に下り、左側にあるバルベルデ通り (CALLE DE VALVERDE) を50~60メートル入った右側のビルの低層階にあったペンション・アマデオ (Pensión Amadeo) がそれです。予約なしの飛び込みでしたが幸い空きがありました。ただし、長期滞在 (スペインには1968年9月19日より約4カ月滞在) ということで同じく長期宿泊中のドイツ人との相部屋となりました。この人は朝早く出かけ、連日夜遅くそれとかなり酔っぱらって帰ってくるようで、しかも週末もいないことが多く、顔を合わす機会がなかったのですが、先方も自分の部屋に同居者が入ったことが気になっていたらしく、ある日の朝ついにご対面となりました。年齢は20歳台後半から30過ぎぐらいでドイツ人にしては小柄でやせ型、スラブ系のような人相で優しい感じの人でした。ドイツの電気メーカに勤務しているとのことで長期出張なり駐在しているだろうと推測しました。

さて、このペンションはソフィア、マリア、アデーラという三姉妹が運営していました。やや面長でいつも頭にカールを巻きパジャマの上にガウンをまとっていた年長のソフィア、丸顔でややぼっちゃり型のマリアとアデーラの姿がいまでも目に浮かびます。真ん中のマリアがもっとも活発でした。

シャワーとトイレは部屋になく共用、宿泊料は朝食 (といってもミルクコーヒーに大型の丸いビスケットが2枚) 付きで一日1ドル程度、昼食は事前申込で別料金、夕食なし、消灯は夜9時でした。私は気にせず、9時を過ぎても電灯をつけているとドアをノックされ“Tanaka 電気を消しなさい”とよく注意されたものでした。また、その理由がよく分からないのですが、当時スペインを統治していた独裁者のフランコ将軍が私の崇拝なり強い関心の対象だと思い込んでいたようで、わざわざ私の部屋まで“フランコ将軍がテレビに出ているから見に来なさい”と声を掛けにきてくれていました。

因みにこのペンションの今が気になりネット検索した結果、1978年ヨーロッパ旅行でこのペンションに泊まった人のブログがヒットし、「女主人のアデーラさん」とか「朝食はビスケット」とありましたので、少なくとも1978年時点の存続や日本人旅行者に人気があったらしいことが分かりました。けれども、ネット上のグランビア近辺安宿リストにはもはや名前がなく、なんとなく寂しい気持ちです。

(次号に続く)

カバは河馬と書く

芳賀 淳 (兵庫 #562)

先日動物園で久々にカバを見ました。象やサイと同じく超ヘビー級にもかかわらず、カバ舎は手を伸ばせば届くくらい近くにありますが、耳のぷるぷるも可愛いです。

日本に野生のカバはいません。子供のころ田舎の川で悪童と一緒に遊んでいたら向こう岸からカバが泳いできて深みに引っ張られた、という経験を持つ日本人は一人もいません。それはカッパだろうという指摘がありそうですが、江戸時代ならいざ知らず、今となつては寿司屋でしか会うことができないのがカッパです。



カバは漢字で河馬と書きます。カバの英語名は Hippopotamus ですが、これは Hippo (馬) と potamus (河) の造語です。河の馬だから河馬、発音はカバ。明らかに幕末から明治にかけての輸入ことばですね。それにしてもどうして河馬の姿に馬を感じたのでしょうか? 西洋の命名者は? 河馬に乗ったのでしょうか? 乗馬ならぬ乗河馬じょうかば。オリンピックでちょっと見てみたい競技です。

河馬はああ見えて俊足で、ネットの動物園サイトで調べた範囲では時速30kmくらいで走ります。これは100mを12秒フラットで走ることと相当し、韋駄天河馬は時速40kmを超えて走ることができる、とも書いてあります。人類最速の、かのウサイン・ボルト氏の記録は100mを9秒58ですから時速38km弱です。ボルト氏は河馬に追いつかれます。ゴール前で河馬に抜かれるボルト氏の無念さは…

河馬の体重は成獣になると1.5トンから2トンほど、大型の相撲取り10人以上の重さです。これは強そうですね。こんな河馬に相撲で勝てるのはカッパしかいません。河馬とカッパの取り組みは是非観戦したいですね。許されるならば懸賞も付けたい。

明治になってから日本に入ってきた河馬以外の言葉には、白菜があります。“はっ?” という印象ですが、白菜は正真正銘の舶来野菜です。日本には当時の清 (中国) の山東省から伝わりました。アブラナ科の野菜ということもあって栽培時にはカブやアブラナなどのアブラナ科作物とすぐに交雑し葉が開いたものしかできなかったそうです。その後栽培に改良を重ねた結果、葉を巻く今のような白菜が日本で栽培されるようになったのは大正時代だそうです。

寒い時期の鍋には欠かせない白菜ですが、実に日本



で栽培されるようになってまだ百年そこそこなのです。先人の努力に思いをはせ、感謝の気持ちで白菜をたんと食べましょう。肉ばかりつまんでないで。

おしまい

並行輸入について

下井 輝彦 (東京 #852)

先日、知財関係の方のお話を聞く機会があり、その中で並行輸入に関する話が出ていて興味深かったので、少々自分でも調べた内容も加味して御紹介致します。

並行輸入とは「その国の知的財産権者自身によって販売されるか、その許諾を得て販売された製品が、その後、知的財産権者の許諾を得ることなく、別の国に輸入されること」をいいます。(山口 P121より引用)

また、並行輸入を許容する考えの背景には、権利の消尽 (exhaustion) という考え方があり、これは「権利者あるいはその承諾を得たものがいったん流通に置いたものについては、その権利は消尽した、つまり、対価の取得によって権利が使い果たされたものとして、その後の他者による使用、販売等は侵害行為にならない」とする考え方になります。(山口 P124より引用)

国際協定である TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) では、第6条で「この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない」と規定されています。これは並行輸入に反対する国からの主張を考慮した結果、同協定では並行輸入に関与せず、各国の判断に委ねられることとなった経緯が反映されています。そのため、日本あるいは進出先国において並行輸入の問題を抱えた場合は、その国の並行輸入に対する姿勢を確認した上で対策を検討する必要があると思います。

日本国内では、特許権に係る BBS 事件 (最高裁判決) や商標権に係る パーカー 事件 (大阪地裁判決) の結果に基づき原則として並行輸入が認められており、関税法基本通達 69-11-7 にその内容が反映されています。また、公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占

禁止法上の指針」の中の「第3部 総代理店 第2 並行輸入の不当阻害」において「並行輸入は一般に価格競争を促進する効果を有するものであり、したがって、価格を維持するためにこれを阻害する場合には独占禁止法上問題となる」と説明されていることから日本国内において並行輸入が認められていることがわかります。

また、同指針では、価格を維持するために並行輸入を阻害する行為について、独占禁止法上問題があるとして「海外の流通ルートからの真正商品の入手の妨害」や「販売業者に対する並行輸入品の取扱制限」等いくつかの具体例を挙げて解説しています。したがって、並行輸入される側が何らかのアクションを検討する場合は、同指針で言及されている事項について十分注意する必要があります。一方、並行輸入をする側についても、商標権に係る並行輸入に関しては真正商品であること、特許権に係る並行輸入に関しては一定の条件 (特許権者が、日本国外において特許製品をいったん譲渡した場合において、その譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から日本を除外する旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示されていた場合) に該当しないこと、といった点に注意する必要があります。紙幅の関係でここまでとしますが、詳細について御興味ありましたら、下記参照いただければ幸いです。

(参考文献・資料)

- ・山口直樹『知的財産権と国際貿易』成文堂 (2010)
- ・公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」:

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>

- ・特許庁 商標権にかかる並行輸入:

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/qanda/q02.html>

- ・特許庁 特許権にかかる並行輸入:

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/qanda/q03.html>

STC Expert 目指して

加藤 政直 (埼玉 #744)

私は2016年にAIBA入会以降、多くの貿易やグローバル業務の各分野でご活躍される会員の皆様に直接、間接に接している中で、まだまだ自分の見識の浅さを痛感しています。

私の勤務先は金融関係ですので、L/Cや送金決済、金融機関が規制に抵触しないよう細心の注意を払っている、米国のOFAC規制等決済周りに関しては得意ですが、AIBAに入会する迄は決済周りだけで、貿易やグローバル業務のエキスパートであるような大きな思い違いをしていました。

ほぼ、毎日のように飛び交っているAIBAのメーリン

グリストでの実務面での困りの方に対するアドバイスや、毎月開催される勉強会でのテーマでも自身が知らないことも実に多く、貿易取引やグローバル業務は本当に奥が深いなど常に思っています。

そもそも、難しいと言われるAIBAの試験に合格できたのだから、それ自体、すごいと言われることもあります。AIBAの試験は広く、浅く問う問題が多いので、合格できたからと言って、それに甘んじてはいられません。AIBA試験合格は貿易やグローバル業務の専門家になる為の入口に過ぎず、入会してからの更なる研鑽が欠かせません。

そこで、私なりに知識を深めようと、AIBA内で発足したEPA部会（現在、一定の目的を達成した為、活動は休止中）に入って、EPAに関する知識の修得に努めたり、通関士試験にも挑戦し、合格できましたが、それでもまだまだ、知らないことがたくさんあります。

そこで貿易業務において、とても大事なことから、自身の知識が大きく欠けているものは何か考えて、その一つが安全保障貿易に関するものだと思いました。

これは誤解を恐れず簡単に言えば、外為法の中でも経済産業省が所管し、輸出品がテロリスト等に流れないように民生品を含めて規制をしているものですが、輸出を行っている全ての企業に関係があることです。又、昨今は日本の外為法だけではなく、特に域外適用を課している米国の輸出規制も重要です。

金融機関には外為取引を行う際、当局の許可の有無などの確認義務がありますが、決済を行う際、安全保障貿易上の観点からの経済産業大臣の許可の有無の確認義務は免除されており、安全保障貿易に精通している職員は少なく、私も同様です。

ちょうど2023年夏頃に、AIBA内で活動されている安全保障貿易に関するSTC研究会がメンバーを募集していたので、迷わず申し込み致しました。但し、入会の条件としてCISTEC（安全保障貿易情報センター）のSTC（Security Trade Controlの略で安全保障貿易管理のこと）の何かしら資格を持っていることがあるのですが、その時点で私はまだ何の資格も持っておらず、2023年10月に行われた一番の入門の資格である、STC-Associateに合格して（これは合格率80%前後の簡単な試験）、正式に会員として迎えて頂きました。

次の目標は2024年1月に行われる、STC-Advanced試験合格を目指しています（これを投稿している時点）。最高峰である、STC-Expertは2024年中に合格は難しいですが、まずは挑戦してみようと思います。

このような個人的な目標を投稿して紙面を占有してしまうのは申し訳ないのですが、以前、一度、通関士試験に不合格になった際に、「通関士試験敗戦記」として投稿させて頂き、来年こそはと公言することにより、自身にプレッシャーを掛けて、翌年には合格できた経緯もあり、今回もこの場をお借りして、公言し自身に

プレッシャーを課した上で、STCの最高峰を目指して頑張りたいと思った次第です。

参考：CISTECによる安全保障貿易に関する知識を問う試験は簡単なものから順番にSTC-Associate、STC-Advanced、STC-ExpertでAdvanced以上は日本の外為法からだけではなく、米国の輸出管理規則（Export Administration Regulations:EAR）も出題範囲になります。

近大との交流について一筆掲載上します

片本 善清（奈良 #422）

AIBA関西支部と近大との交流は、十有余年になると思います。経営学部教授の勝田英紀氏の特別な配慮で、同氏の教室を提供いただく等のご協力を与えて貰い、AIBA関西支部と近大との交流が始まりました。以来、毎年度秋11月と明けて1月の二回、交流が行われてきました。小生は初回は不参加でしたが、其の後毎回参加していました。今回コロナ禍のせいで四年間実施できなかった学生との交流が今月20日に実行される運びになりました。これは、我が輩にとり、新年最大のイベントとなり、最高の幸せを感じています。というのは、昨日で昔流の数え歳で「米寿」となりました。これは、一重に近大の若い学生たちとの十年になる“若い血とつながった”というご縁があったお蔭と、信じています。これまで数十人という学生らと強いつながりが持てたと思います。勝田さんをはじめ、近大とAIBA関係者の多数の支援があったからこそと、ここに衷心より感謝いたします。

経営学部の学生以外に、文学部（現在では国際学部）の学生たちとも交流がありました。

わが輩自身は、学生参加の講演後の「懇親会」が専らの仕事場で、学生達と種々の社会に出てから、どうするの？ どういう仕事がしたいの？ どういう会社に行きたいの？ などが主な話となりました。これは、表向きのテーマで、実際はもっと実社会に直結する具体的な話も多々談合し、杯を交わし合いました。実に楽しく且つ愉快な懇親会でした。

その再来を大いに期待したいと、2024年新年にあたり祈念致します。

（完）

鉄道模型という趣味についての 若干の考察（前編）

中島 弘貴（神奈川 #905）

昨年11月、首都圏オンライン交流会に参加した際の自己紹介にて、「趣味は鉄道模型です」と述べました。時間制限もあり、少ししか紹介できなかったため、不

完全燃焼となってしまいました。この場をお借りして、自身の趣味である鉄道模型について少し掘り下げて考えつつ、私の別の一面をお伝えできたらと思います。

皆さんは鉄道模型という趣味をご存じでしょうか？

前もってお伝えしておきますが、青いプラスチックのレールを走る、子ども向けのアレではありませんよ！一般的には、モーターが組み込まれたミニチュアの列車に、鉄製のレールを通じて電気を供給し、走らせて楽しむ趣味のことです。

素材は金属製のものとプラスチック製のものがあります。金属製のものは重量があります（その分、非常に高価でもあります）。そして、重量があることによって、走らせた際の走行音は実車さながらです。一方、プラスチック製のものは軽くて、価格も手ごろです。最近では、メーカーの努力により、プラスチック成型の技術が進歩したことで、細密な造形表現ができるようになっており、ファンを唸らせています。

列車の縮尺は様々です。日本で最もポピュラーなのは「N（エヌ）ゲージ」と呼ばれるもので、実際の縮尺の150分の1となります。他に、HO（エイチオー）ゲージ（1/80）、Z（ゼット）ゲージ（1/220）などがあります。楽しみ方も様々です。ただミニチュアの列車を集めて棚などに飾る人もいれば、床に置いたレールの上を走らせたり、精密なミニチュアの駅や家、車、山、川などを配置したレイアウトの中を走らせたりする人もいます。

ところで、一般的に趣味と言われるものにはお金がかかるものです。そこで、本趣味に不案内な会員の皆様のために、どの程度のお金がかかるものなのか、その一端をご紹介します。

かつて東京～札幌を運行していた寝台特急がありました。「北斗星」と呼ばれ、ブルートレインの代名詞的なその存在は、幼い頃の私にとって憧れでした。これを牽引する機関車込みのフル編成（13両）を揃えると一体どうなるか？

Nゲージで約4万円、HOゲージで約10万円となります。ただし、実際に走らせるためには、これに線路やコントローラーを揃える必要があり、あと数万円はかかります。

いかがでしょうか？

高いと感じるか否かは、人それぞれの価値観に依る



と思いますが、正直私はお金がかかってキツイなと感じています。特に、HOゲージを始めてからはより一層そのように思っています。

そもそも鉄道模型との出会いは、祖父の影響によってでした。当時の小学生にとっては（今でもですが）、かなり高価である鉄道模型を買ってもらっていました。その後、他のことに興味が移ったため、次第に鉄道模型の趣味の優先順位が下がり、徐々に遠ざかっていったのでした。

この状況に変化をもたらしたのは、父親の他界でした。遺品の中に数多くの鉄道模型があり（父親も同じ趣味を持っていました）、期せずして引き継ぐこととなったのです。思い返せば、ヨーロッパに駐在していた頃にも、日本よりもはるかに充実している模型店を冷やかすことはありましたが、その先に大きな「沼」が待っていることを知っていたので、自重していたのでした。しかし、今回に限っては、天命として受け入れ、大いにハマる決意をしたのでした（笑）。

（後編に続く）

AIBA 首都圏忘年会を開催

古田 浩 [交流会担当] (神奈川 #862)

AIBA首都圏会員ほかによる忘年会を12月17日（日）に東京（銀座）で開催しました。前回は新型コロナが蔓延する前の2019年に開催されたのが最後で、それ以降は中止となっていましたので、実に4年ぶりの開催でした。今年は巷では忘年会が大復活しているようで、なかなか宴会場を抑えることが出来ませんでした。漸く日曜日の夕方に予約を入れることが出来ました。次回は、自戒の念をもって早めに会場手配が必要と思う次第です（!）。参加者の皆さんには日曜夕方にも拘わらず、会員番号0番台から900番台までの37名の会員の方にご参加頂き改めてお礼申し上げます。

ご参加頂いた会員の皆さんには、リアルで旧交を温め、また特にパンデミックによる自粛制限のさなかに入会された会員が16名参加されましたので、新たな親睦を深めることも出来た貴重な機会となったのではと思います。かくいう私も初めてのAIBAのリアル交流会への参加でしたので、いろいろな経験と経歴をお持ちの、また多種多様な活動をしている人たちとの出会いと会話で、オンラインでは得られない良い刺激を与えていただきました。



2時間の忘年会は挨拶、余興、食事・飲み物そして会話と途切れることなくあっという間に、盛況のうちに終了しました。最後に集合写真を撮りました（飲み放題だった割には、皆さん酔っていないようです!?)。

参加者は以下の方々でした。030, 122, 212, 223, 228, 476, 485, 512, 519, 527, 569, 602, 628, 663, 708, 713,

734, 743, 744, 761, 795, 805, 811, 821, 825, 830, 839, 841, 853, 862, 865, 868, 889, 893, 896, 902, 904.

引続き2024年も会員懇親会、首都圏オンライン交流会を定期的に開催しますので、支部会員の方も含めて気軽にご参加ください。

以上

新連載講座

Security trade

安全保障貿易Q&A

□□□ 第15回 大量破壊兵器キャッチオール規制 □□□

釜堀 孝雄（東京 #228）

（AIBAの会員を中心とした自主的な会であるSTC研究会があります。この記事はその研究会のメンバーが研究会用に執筆した原稿を「AIBAだより」用として一部編集して公開するものです。）

Q. 大量破壊兵器キャッチオール規制とは何ですか？

A. 回答

1. 規制の目的

輸出する貨物又は提供する技術が大量破壊兵器等の開発、製造、使用、又は貯蔵のために用いられる（利用される）おそれがある場合を規制しています。

2. 規制対象地域

輸出令別表第3に掲げる地域（グループA）を除く全地域。

3. 規制対象の貨物・技術

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術。

4. 規制要件；

4.1 キャッチオール規制において、兵器等の開発に用いられる（利用される）おそれのある場合として定められる要件を「客観要件」と称していますが、大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件には、用途要件及び需要者要件があります。客観要件は、貨物の場合、核兵器等開発等省令で規定され、技術の場合は、核兵器等開発等告示で規定されています。いずれも第一号で用途要件、第二号、第三号で、需要者要件を規定しています。用途要件とは、輸出者が輸入者等から大量破壊兵器等の開発等や核兵器等開発等省令の別表行為（例えば、重水の製造、軍が管理・委託している農薬や肥料の開発等）に用いると、文書や連絡等

を受けている場合が該当します。

危険性が明確なので、直ちに許可申請が必要となります。

一方、需要者要件は、需要者が過去、現在、将来に大量破壊兵器等の開発等に関与している（した）おそれがある場合に該当します。但し、こうした需要者であっても民生用途の場合もあるので、除外規定が設けられています。

なお、外国ユーザーリストは、経済産業省が作成した文書で、大量破壊兵器等の開発等に関与が懸念される企業・組織が掲載されており、需要者要件の判定の参考になるものです。

4.2 インフォーム要件としては輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術が対象で、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けた場合に許可申請が必要となります。

インフォーム要件は、貨物については、輸出令第4条第1項第三号ロ、技術については、貿易外省令第9条第2項七号ロで規定されています。

5. 貨物の輸出又は技術の提供に関する手続き上の留意点

対象地域と用途要件及び需要者要件の確認を行い、許可取得の要否を判断します。また、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合は、許可申請が必要となります。大量破壊兵器キャッチオール規制の用途の規定に該当するときは用途要件となります。

しかし、需要者については、需要者の規定に該当しても「当該貨物・技術の用途並びに取引条件及び態様から、当該貨物・技術が核兵器の開発等及び別表に掲

げる行為以外のために用いられることが明らかなとき」は、需要者に該当しないことになっています。
(キャッチオール規制通達1 (6) にある「明らかガイドライン」で判断)

お詫び
第14回 キャッチオール規制概論の中でキャッチオール規制対象外となる関税定率法別表の番号のうち第1類～第4類は正しくは第1類～第24類でした。
お詫びして訂正いたします。

2023年のAIBA勉強会実績の紹介

勉強会担当理事 栢野 健

- 2023年（暦年）の勉強会実績は下表のようになりました。
- ・見直し配信：9月以降の勉強会に会員向けに限り見直し配信の申し込み・URL送付は廃止し、案内と共にURLをお送りしています。YouTubeのコメント欄に視聴の足跡を残して頂くようお願いしております。なお、一般向けは従来通りです。
 - ・一般向け：今までは有料の為、参加人数は一桁でしたが、12月より無料にした結果、55名の申し込みがありました。当日の参加は35名でしたが、視聴者が大きく増え、今後の口コミによる増加なども期待出来、知名度向上に資すると考えております。

日付	講師（敬称略）		題目	種別	会員		一般		見直し 配信
					申込	参加	申込	参加	
1月22日	855	西本 優香	フォワーダー経験を活かした コンサルティング業務とご縁の不思議	会員限定	83	83	—	—	—
2月26日	884	藪 晃彰	自動車電動化と電池サプライチェーンの現場 から見た世界の対立と日本	会員限定	76	71	—	—	—
3月25日	阪急阪神エクスプレス	平良 真人	フォワーダー観点での国際輸送できる危険物 について	会員限定	84	80	—	—	○
4月22日	865	足立 晃	「中小企業」による医療機器の海外展開事例	公開	66	61	9	9	○
6月17日	611	高村 敏明	「国際協力から実ビジネスへの展開」 ＜医療機器業界を中心に＞	公開	53	50	5	5	○
7月29日	徳島県庁	北川 師士	徳島県農林水産物の輸出拡大に向けた取組	会員限定	64	53	—	—	—
8月26日	732	村井 京太	食品の輸出（米国事例）	会員限定	70	68	—	—	○
9月23日	904	遠山 秀	国際労働法の世界 — 国境をまたぐ労働への法の適用 —	公開	47	36	3	3	○
11月18日	805	白井 規直	JETRO 支援によるバングラディッシュ進出	会員限定	40	32	—	—	○
12月23日	日本貿易保険	鈴木 涼平	NEXI 最近の取引事例	無料公開	44	31	55	35	○

支部活動

関西支部

【関西支部11月度定例会】

日 時：2023年11月12日（日）
時 間：13：30～17：00
場 所：ドーンセンター5階 セミナー室1
出席者：対面 15名
オンライン 7名
計22名

関西支部として取り組んでいる各種活動、および理事会の報告の後、講演を谷生会員に担当いただき、東銀NY駐在時代にプラザ合意を経験された際の臨場感あ

ふれるお話などをして頂きました。
定例会後の懇親会では今前AIBAの目標となっているAMAZING AIBAに関する施策案や、海外出張時のエピソードなどが語られました。

プログラム

- ・支部活動報告 森支部長
- ・理事会報告 細井理事
- ・北陸連携強化策報告 加藤会計
- ・TEAM EXPO 共創パートナー状況報告 入江監事
- ・大商共催見学会 益倉会員
- ・講演（外国為替の世界） 谷生会員
- ・懇親会



関西支部11月度定例会

【AIBA認定貿易アドバイザー試験 対策セミナー】

日 時：2023年9月30日（土）

場 所：ドーンセンター

【AIBA認定貿易アドバイザー試験 直前対策セミナー】

日 時：2023年10月21日（土）

場 所：ドーンセンター

東海支部

【支部例会】

日 時：2023年12月16日（土）

時 間：14:00～18:00

場 所：アイコンスペース名古屋「ココノエ」（名古屋
駅近くの貸し会議室）

出席者：リアル参加者3名とZoomによるリモート参加
者8名（参加率：44%）

内 容：

1. 勉強会

演 題：「イタリアビジネスと異文化理解」

講 師：弓場 俊也会員（関西支部 #415）

内 容：

イタリアの一般情報やビジネス環境などを日本の
場合と比較しながら、また、ご自身のイタリアでの
駐在経験を交えながら、分かりやすく解説をしてい
ただいた。

グローバル化が進む中、言語の違いによるコミュ
ニケーションの難しさとは別に、文化や習慣、国民
性等の違いを理解し、それらを受け入れることの重
要性を改めて認識することができた。

2. 情報共有と連絡・協議事項

- ・貿易アドバイザー試験2023の1次試験報告
- ・今期の事業経過報告
- ・11/11 AIBA理事会についての報告
- ・支部設置・運営規程の見直し
- ・「らくらく連絡網+（プラス）」の導入

3. 次回の例会について：来年3月に予定

4. ハイブリッド懇親会（16:00～18:00）

会員同士の親睦を図ることを目的に、リアルお
よびオンライン参加者による懇親会を開催。参加

者の近況報告や様々な情報提供を交えた有意義な
集いであった。

アドバイザーの活動

2023年10月から12月の当協会会員による貿易アドバ
イザー活動についての報告（今後の活動予定も含む）
をまとめたリストです。公表を避けて未報告の活動案
件も多数あると推定されますので、本リストでは活動
全般を網羅していないことをあらかじめお断りします。

講演・講師

伊東 仁一（東京 #223）

10/5

主 催：一般社団法人 国際フレイトフォワード
ーズ協会

講座名：国際複合輸送士資格認定講座（東京開催）

テーマ：フレイトフォワードとその役割及びFCR
の利用

会 場：損保会館

10/19

主 催：一般社団法人 国際フレイトフォワード
ーズ協会

講座名：国際複合輸送士資格認定講座（大阪開催）

テーマ：フレイトフォワードとその役割及びFCR
の利用

会 場：大阪科学技術センター

弓場 俊也（大阪 #415）

11/29

主 催：（公社）大阪府工業協会

行事名：貿易実務オンライン講座

テーマ：「輸出入通関手続きの基本」

内容概略：通関手続きの仕組みと貨物、書類の流れ
事後調査対策

会 場：船場センタービル・オンラインスタジオ

12/7

主 催：京都産業大学ヨーロッパ言語学科

行事名：イタリア語専攻学生特別セミナー

テーマ：「仕事のためのイタリア語」

内容概略：貿易ビジネス現場での伊語活用方法

会 場：京都産業大学上賀茂キャンパス

12/16

主 催：AIBA東海支部

行事名：東海支部勉強会

テーマ：「イタリアビジネスと異文化理解」

内容概略：イタリアビジネスの現況と対応

会 場：Zoomによるオンラインセミナー

柴田 篤 (東京 #508)

11/30

主 催：韓日産業・技術協力財団

KOREA-JAPAN COOPERATION FOUNDATION
FOR INDUSTRY AND TECHNOLOGY

講 演：「韓国派遣日本技術者課税関係と外為法リスク」

内容概略：韓国への技術者の二重課税と排除方法・
韓国への技術提供における外為法の問題

会 場：新大阪ワシントンプラザホテル

12/25

主 催：Yahoo! ニュース

ニュース配信：『年4万円 減税で国民負担を軽減。「消費
税減税」ではダメなのか 税理士
が解説』

内容概略：基礎知識として、消費税がEU型付加価値
税に近似してきたことを説明した。

「消費税減税」は消費者にとって実益があるが、輸出免税等の恩恵を受ける事業者にとっては不利になる。そこで国は経済活性化を優先させ、年4万円の所得税・住民税の定額減税案を採用した。

AIBA-NET 論壇

2023年10月から12月の期間にAIBA-NETで交わされた貿易実務に関する情報、質疑などの主なテーマを抽出しました。詳細については、AIBA-NETでのやりとりを参照願います。

10月

・EUの対ロシア制裁における、非ロシア製証明書について

AIBA-NET Q&A

AIBA-NET上で交わされた貿易実務に関するテーマを選び、その相談内容と回答者の解答を、紙面の都合もあり、要点を絞ってご紹介させていただきます。

相談

「米国向けの肉エキス入り製品の越境ECについて」

日本から米国向けに越境ECで食品の輸出を計画している取引先があり、「肉製品や肉エキスの入った商品は越境ECでも米国では輸入不可と聞いているが、そのような商品を扱っている会社は多く、一体どういう方法でクリアしているのか」という質問がありました。最近では米国向けの越境EC型のサブスクなどが人気で、多くの企業が扱い始めていますが、その中には肉製品や肉エキス入りラーメンが含まれています。(米国では輸入不可にも拘わらず、輸入できるとすれば)どのような理由が考えられるでしょうか？ 加えて、FDA(米食品医薬品局)の施設登録は割合多くの事業者が行っているようですが、FSMA(米国食品安全強化法)の食品安全計画の策定についてはきちんと対策していないところが多い気がするのですが、その辺りのことも教えて下さい。

回答者：村井 京太(青森 #732)

回答

米国向けの畜肉エキス入りの商品は輸入不可です。

越境ECであっても通常の貿易の場合と何ら変わりありません。FDAも対応には苦慮しているようですが、オンラインでもFSMA対応は免れませんし、原材料や添加物なども適用対象外にはなりません。

FDAの施設登録は登録そのものがないと輸入ができないので、メーカーが知らないうちに誰かが勝手に施設登録し、FDAから査察が来たが、なぜか？ という問い合わせは後を絶たしません。勿論、きっちり準備している中小企業もあるのですが、多くのメーカーは準備が不十分で、そもそもFSMAの食品安全計画の策定を知りませんし、(自分が責められることはない) 気にしていない商社も存在し、依頼の程度も差があります。しかし、知っていてもやる気がないメーカーなどは問題で、もはや知らなかったでは済まないのです。

有料で施設登録対応をしてくれる代理店もあり、相談に乗るので、ぜひ、困っている方がおられれば、ご紹介下さい。

- ・関税定率法第19条を使っの輸入関税Draw Backもしくは免税措置
- ・韓国向け健康食品有償サンプルの輸出について
- ・米国へ小型家電を輸出・販売する際の規制や情報

11月

- ・並行輸入と国際消尽について
- ・タイへの家電輸出について

12月

- ・社内教育 資格取得講座について（通関士等資格取得講座を社内実施或いは受講していれば、どのような形式でやっているか）
- ・OFACのSDN（制裁対象者リスト）とBISのDPL（輸出取引禁止先リスト）に注意
- ・米国向け肉エキス入り製品の越境ECについて（中国向けについても発展的に議論）

【免責事項】

本紙で提供している情報はできるだけ正確を期するように心掛けておりますが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、AIBAおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承の上ご利用される方のご判断と責任においてご使用ください。また本紙の無断での転載・複製は禁じます。

石川県能登地方で発生した地震により、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに御遺族の皆さまにお悔やみを申し上げます。

併せて、被災者の方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

〈編集後記〉

☆原点に返って、巻き直し

10月号（先号）から新企画として登場した「女性会員の声」は早くもタネ切れとなりましたが、来期からは原点に立ち戻って女性の声を拾って参りたいと思います。貿易アドバイザーの男女比は、今は9:1程度ですが、これを何とか7:3に近づけるべく、努力して参ります。貿易アドバイザー試験の結果を見ても、前年度第1次試験のトップは女性であり、幾人かの女性の試験結果を見ても、女性の潜在能力は相応に高いと見られることから、広く門戸を開き、才能に満ち溢れた多くの女性たちに貿易アドバイザーを目指して貰えるような環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

（水口）

（広告）

安全保障貿易管理

製品輸出だけでなく

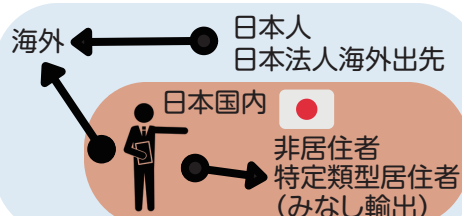
技術者への技術指導・紙・電子の記録媒体情報引き渡し
セミナー、共同研究等での作業知識の提供

（日本国内における留学生・研究者への技術提供も、場合によっては規制対象となります）

経産省大臣の許可が必要になる場合があります



規制対象



✓ 専門家コンサルティング（外為法・関税法）

✓ コンプライアンス・内部統制構築義務（会社法 362-4-6）



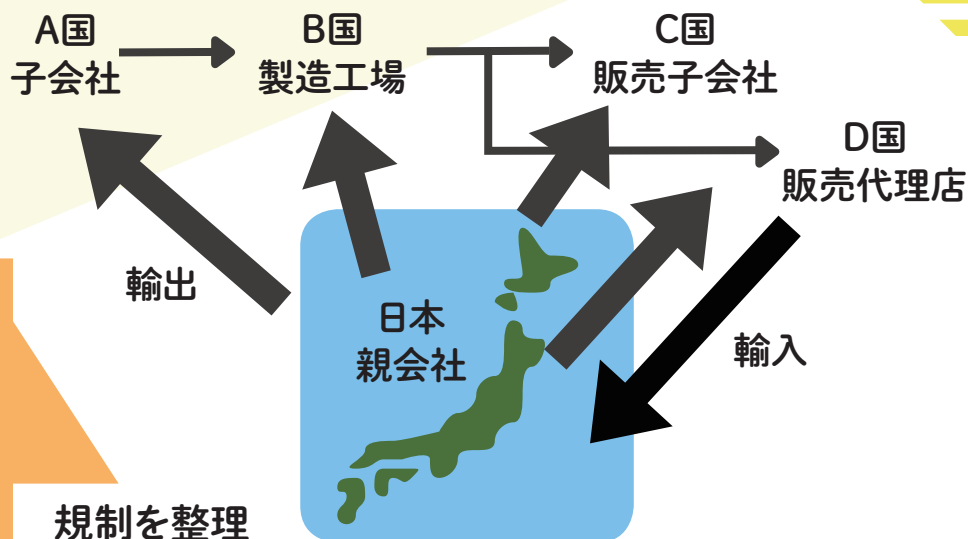
TradeTax グループ 担当：柴田 篤（#508） / 栢野 健（#743）

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3-5 Kioicho435 3F

お問い合わせ ⇒ info@japan-jil.com



国際企業保険



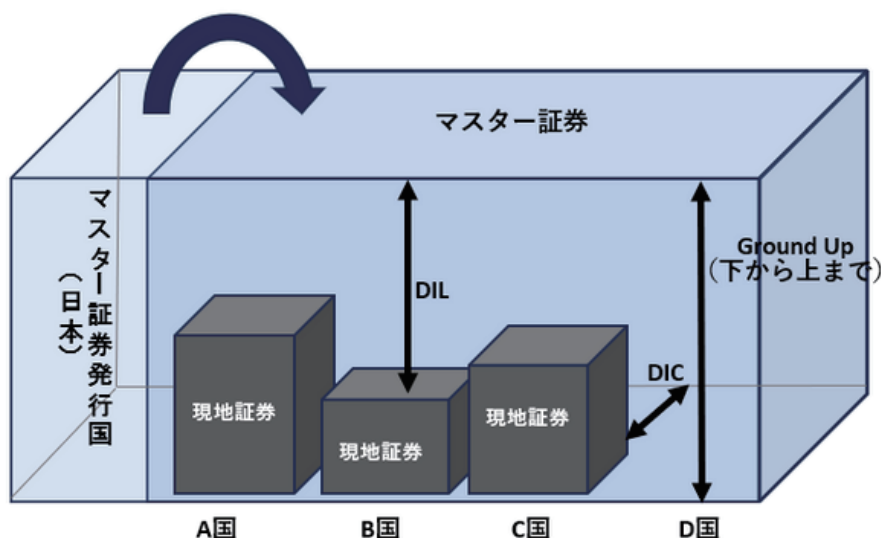
① ご進出各国

付保
保険料税
損害調査
保険金送金

規制を整理

② インターナショナルプログラムのご提案

A国・B国・C国・D国など、各国の保険関連法の理由でカバーできないリスク内容／リスク予想額の差を日本で埋め合わせる



DIC = 契約内容の違い (Difference in Conditions)
DIL = 限度額の違い (Difference in Limits)

(中央経済社『国際企業保険入門』より)



ばんせい保険コミュニティ株式会社 (ばんせい証券グループ)

〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2 茅場町タワー 3階

電話：0120-953-078 メールアドレス：gyomu@bansei-hoken.co.jp

代表取締役 柴田 篤 (11期 AIBA アドバイザー #508)

担当 相川 浩司

🔍 www.hoken-community.jp/ ×